

【タイ】スペシャル 301 条報告書におけるタイの優先監視国指定の除外

2017 年 12 月 18 日
ジェトロ・バンコク事務所

米国通商代表部(“Office of the United States Trade Representative”)は、タイにおける知的財産保護及び権利行使環境の改善を認め、このほどタイを「スペシャル 301 条報告書」の優先監視国より除外した。タイ政府は引き続き、映画、音楽、ソフトウェアの海賊版への対抗措置を強化する方針を示している。米国通商代表部は、タイにおける特許及び商標出願の滞留案件処理を目的とする審査官の増員や規則の合理化、マドリッドプロトコルへの加盟、インターネットを通じての知的財産侵害行為への対抗といったタイ政府による一連の取り組みについて一定の評価を示している。

URL 等

ウェブサイト該当ページ(英語)

<https://www.bangkokpost.com/news/general/1380023/thailand-out-of-ip-bad-books>

本内容は、日本貿易振興機構が 2017 年 12 月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。